

となみシティプロモーション映像制作業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、となみシティプロモーション映像制作業務委託受注候補者を公募型企画提案（プロポーザル）により選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務委託概要

(1) 業務名

となみシティプロモーション映像制作業務委託

(2) 業務内容

となみシティプロモーション映像制作業務委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約日から令和6年3月25日（月）まで

(4) 契約限度額

4,500,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 参加資格

本プロポーザル（プレゼンテーション）に参加しようとする者は、砺波市契約規則を遵守したうえ、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 令和3・4年度の砺波市入札参加資格を備えていること。

入札参加資格が無い場合は、速やかに以下の書類を提出すること。あわせて、令和5・6年度の入札参加資格審査申請をすること。（申請期限令和5年3月6日（月））

なお、この書類は令和5・6年度の入札参加資格審査申請添付書類と兼ねることができる。

ア 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の原本又は写し（法人の場合）

イ 身分証明書の原本又は写し（個人の場合・本籍地の市町村長が発行するもの）

ウ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）の写し（法人の場合・直近2年分）

エ 所得税の確定申告書の写し（個人の場合・直近2年分）

オ 納税証明書（市町村税、都道府県税、国税）※未納額がない旨がわかるもの

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(3) 本業務委託の公募開始の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれかの日においても、本市から指名停止を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による会社更生手続き開始の申し立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員と密接な関係を有しないものであること。

(6) 国税、地方税を滞納していないこと。

(7) 本業務に関する十分な実績及び能力を有していること。

4 日程

- | | |
|--------------------------|----------------|
| (1) 公募開始 | 令和5年2月13日（月）から |
| (2) 質問の受付（電子メール又はFAX） | 2月20日（月）正午まで |
| (3) 質問の回答 | 2月22日（水） |
| (4) 参加申込書の提出（電子メール又はFAX） | 2月27日（月）期限 |

(5) 企画提案書等の提出	3月10日(金) 期限
(6) プレゼンテーションの実施	3月16日(木) 午後(予定)
(7) 結果通知	3月22日(水)
(8) 業務委託契約、業務委託開始	4月 3日(月)
(9) 撮影、コンテンツ制作、成果品納入	令和6年3月25日(月)

5 質問及び回答

- (1) 本プロポーザルに参加するにあたり質問がある場合は、質問書(様式5)を電子メール又はFAXで2月20日(月)正午までに提出するものとし、電話及び口頭による質問は受け付けない。また、電子メール又はFAXを送信した場合、広報情報課まで送信した旨の電話をすること。
- (2) 質問に対する回答は、質問者全員に電子メールで回答するとともに、市ホームページに掲載する。なお、質問の内容によっては回答を示さない場合がある。

6 参加申込書

本プロポーザルに参加する意思がある場合は、参加申込書(様式1)及び業務実績書(様式3)を電子メール又はFAXで2月27日(月)までに提出する。

また、電子メール又はFAXを送信した場合、広報情報課まで送信した旨の電話をすること。

なお、本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

7 プロポーザル企画提案書等

本プロポーザルに参加する場合は、次に掲げる書類を3月10日(金)までに書面で提出する。

- (1) 企画提案書届出書(様式2)
- (2) 企画提案書(任意様式)
業務内容毎に、企画意図、撮影、映像収集、制作手法及び企画等のイメージ内容が判断できるもの。
- (3) 実施体制調書(様式4)
- (4) 業務工程表(任意様式)
- (5) 見積額積算表(任意様式)
1事業者あたり1案とする。

※提出書類は、全てA4判とし、本通1部及び写し10部を提出する。

※企画提案書作成に要する費用及び今回の提案に係る一切の費用は、事業者の負担とし、企画提案書は返却しない。

8 プレゼンテーション

- (1) 日時 令和5年3月16日(木) 午後2時から
プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の提出順とする。
- (2) 会場 砺波市役所3階小ホール
- (3) 内容 参加事業者が多数のときは、企画提案書等を事前に選考してプレゼンテーション参加事業者数を制限する場合がある。
◇1事業者当たりの持ち時間は、20分程度(説明15分、質疑応答5分)を予定している。
◇参加者は1事業者当たり3名以内とし、業務責任者となる予定の者は原則、出席すること。

◇プレゼンテーションは、企画提案書に基づき書面又はプロジェクターにより行う。

会場には、ノートパソコン(Microsoft Office)、プロジェクター及びスクリーンを用意する。

9 企画提案書等の選定

企画提案書等の選定にあつては、提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、次のとおり審査して通知する。

- (1) 審査 提出書類及びプレゼンテーションをもとに、総合的に実施内容を勘案し、選定委員会において審査して選定する。
- (2) 通知 審査結果は、全てのプレゼンテーション参加業者に後日書面で通知する。ただし、選定の経緯、選定理由等に関する問い合わせや異議申し立てをすることはできない。

10 業務委託契約等

- (1) 企画提案書等が選定された事業者と砺波市は、業務の履行に必要な具体的な内容について協議を行い、調整後に業務委託の契約を締結する。
- (2) 業務委託の契約締結後は、受託者と市担当者が調整しながら業務を進める。
- (3) 本プロポーザルは、令和5年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって市議会において当初予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）及び提供した知見の対価等については、一切保証しない。

11 その他

- (1) 参加申込書の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 本プロポーザルへの参加にあたって必要となる費用の全額は、事業者の負担とする。
- (3) 提出書類は、砺波市情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 以下のいずれかに該当するときは、参加を無効とする。
 - ア 資格要件を欠くもの。
 - イ 提出書類に虚偽の記載があつたと認められるもの。
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があつたとき。
 - エ 信義に反する行為があつたとき。
 - オ その他選考に係る不正行為があつたもの。
- (6) プロポーザル実施要領及び仕様書に定めるもののほか、応募にあたって仕様の変更があつた場合には、参加希望者に通知する。

12 担当部署（書類等の提出及び問合先）

砺波市企画総務部広報情報課広報広聴係

〒939-1398 砺波市栄町7番3号

電話：0763-33-1148 FAX：0763-33-5325

メールアドレス：kouhou@city.tonami.lg.jp